

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉川市長

公表日

令和8年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表25、26、153及び154の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表25、27、28及び29の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康長寿部 健康増進課 埼玉県吉川市吉川二丁目1番地13 048-982-9803
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある書類等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された書類の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	吉川市情報セキュリティポリシーに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱うこととなった職員(会計年度任用職員を含む。)等について、教育研修を受講させている。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、他自治体で漏えい等の事案が発生した際等には、防止策等の周知や注意喚起を行っている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限) ・番号法別表第2-17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号、以下「別表第二主務省令」)第12条の2、第13条	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報提供の制限) ・番号法別表第2-16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省第7号、以下「別表第二主務省令」)第12条の2、第13条の3、第13条の2 (情報提供の根拠) ・番号法別表第2-16の2の項 別表第二主務省令第12条の2	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. ②所属長	田口 昇	小林 以津己	事後	人事異動による変更
平成29年1月16日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年1月16日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年12月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	健康福祉部 健康増進課	健康長寿部 健康増進課	事後	組織変更のため
平成30年1月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成30年1月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	
平成31年1月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法別表第2-16の2の項 別表第二主務省令第12条の2	(情報提供の根拠) ・番号法別表第2-16の2の項、16の3の項 別表第二主務省令第12条の2、第12条の2の2	事後	
平成31年1月10日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	小林 以津己	健康増進課長	事後	
平成31年1月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年12月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和1年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和1年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①予防接種健康被害年金支給事務 予防接種健康被害年金支給を把握する。 ②予防接種健康被害審査委員会開催事務 予防接種健康被害審査委員会を開催する。 ③医師報酬支払事務 医師に対し、報酬費を口座振込で支払う。 ④臨時職員雇用事務 臨時職員を把握する。 ⑤各種予防接種事務 予防接種の対象者を把握するとともに、個々の予防接種の実施状況を把握する。 ⑥予防接種副反応相談事務 予防接種副反応相談者を把握する。	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害年金)の実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①予防接種健康被害年金支給事務 ②各種予防接種事務 ③予防接種副反応相談事務	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ・予防接種法に基づき、予防接種の実施、給付(健康被害年金)の実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①予防接種健康被害年金支給事務 ②各種予防接種事務 ③予防接種副反応相談事務	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	再実施
令和2年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法別表第2-16の2、16の3の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の16の2、16の3の項	事後	再実施
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和2年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和3年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務	事後	再実施
令和3年6月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	再実施
令和3年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一-10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一-10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	再実施
令和3年6月10日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	再実施
令和3年6月10日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関して次の事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関して次の事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第1～10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供(照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第1～10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、第8号、別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和3年12月24日	I 関連情報 3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第1～10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第1～10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル	健康管理システム	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年12月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関して次の事務を行う。 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した券番号の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	・予防接種法に基づき、予防接種の実施、定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付の実施等に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①各種予防接種事務 ②定期予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給に関する事務	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表の14の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16の2、17、18、19の項 ・別表第二省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「利用特定個人情報提供省令」)第2条の表25、26、153及び154の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表25、27、28及び29の項	事後	
令和6年12月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和6年12月27日	IV リスク対策 9. 監査 実施の有無	自己点検	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年12月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和7年12月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	再実施
令和8年6月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和7年12月1日時点	令和8年6月1日時点	事後	再実施